

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和6年6月10日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年6月10日(月) 午前 9時58分 開会  
午前10時41分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	水谷 毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西 正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫  
総務部長 石原幸一郎

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 森口雅志  
同局次長代理 香山叔彦 同局総括主査 仲野太朗

### 1. 案件

令和6年第2回定例会の審議日程及び議事日程について  
議会手続等のオンライン化について

(午前9時58分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は大変お忙しいところ議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

6月13日に開催される令和6年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件4件、予算案件1件、人事案件2件、条例案件3件、その他案件8件、合計18件の議案を提出させていただきます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は光好委員を指名します。

令和6年第2回摂津市議会定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 令和6年第2回摂津市議会定例会提出議案の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第2号は、「損害賠償の額を定める専決処分報告の件」でございます。本件は、道路管理瑕疵による車両破損事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和6年2月4日、日曜日、午後4時45分頃、摂津市千里丘4丁目15番地先の市道千里丘37号線において、相手方車両が側溝ます上を走行した際に蓋材の鉄蓋が跳ね上がり、当該車両の右側底部及び右側後輪

タイヤを破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、吹田市在住の者でございます。

また、損害賠償の額は、7万5,051円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されたものでございます。

なお、3月28日に専決処分し、示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第3号は、「摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

その主な内容は、個人の住民税について、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に、令和6年度の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族一人につき、1万円の減額を実施したものでございます。

固定資産税については、一つ目に、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を7分の6と定める規定を新設したもの、二つ目に、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がなかった場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設したもの、三つ目に、令和6年度の固定資産税の評価替えに当たり、固定資産税の土地に係る特例について、負担水準の均衡を促進するため、現行の負担調整措置を令和8年度まで延長したものでございます。

次に、報告第4号は、「令和6年度摂津市一般会計補正予算（第1号）専決処分報告の件」でございます。本件は、エネルギー、食料品等価格の物価高騰の影響を受けた生活者に支援を行う観点から、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯当たり10万円を給付し、該当する世帯に扶養されている18歳以下の子に対して一人当たり5万円を加算するものでございます。また、定額減税しきれないと見込まれる方について、調整給付金を支給するため、早急に対応が必要となる経費につきまして、歳入歳出それぞれ7億7千990万7千円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月23日に専決処分をいたしましたものでございます。

その主な内容は、歳入では、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億7千100万円を計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、物価高騰支援給付金7億2千500万円、物価高騰支援給付金システム構築等委託料528万円、物価高騰支援給付金窓口等業務委託料4千226万6千円などを計上いたしております。

次に、報告第5号は、「令和5年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件」でございます。本件は、令和5年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

内容につきましては、「款2総務費」「項3戸籍住民基本台帳費」の「住民基本台帳事務事業」で、金額778万8千円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の

財源は、全額、国府支出金となっております。そのほか、11事業でございます。

続きまして、議案第42号は、「令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）」でございます。本件は、現計予算額465億2千990万7千円に補正額8千152万9千円を追加し、補正後予算額を466億1千143万6千円とするものでございます。

その内容は、歳入で、デジタル基盤改革支援補助金、2025年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金や保健事業費補助金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正するものでございます。

歳出では、情報管理事業におけるシステム標準化対応業務委託料、鳥飼まちづくりランドデザイン推進事業におけるイベント用器具借上料や歯科健康診査事業における成人歯科健診委託料などを計上いたしております。

また、継続費では、千里丘駅西地区再開発事業を設定し、債務負担行為では、基幹業務標準化事業を追加し、千里丘駅西地区再開発事業を廃止するものでございます。

続きまして、議案第43号及び議案第44号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」でございます。本件は、固定資産評価審査委員会委員の野口宏氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するとともに、岩田敏江氏の辞職に伴い、新たに、目良静香氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号は、「摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。本件は、地方税法の改正に伴

い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするものでございます。

なお、施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日といたしております。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第46号は、「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。本件は、厚生労働省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、小規模保育事業等における満3歳児及び満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うものでございます。

具体的には、保育士・保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童「おおむね20人につき1人以上」を「おおむね15人につき1人以上」と、満4歳以上の児童「おおむね30人につき1人以上」を「おおむね25人につき1人以上」と、するものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。ただし、経過措置として、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正前の条例の効力を有するものとしております。

次に、議案第47号は、「摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。本件は、水道法

施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、水道技術管理者の資格要件に必要な講習について、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習とするものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

続きまして、議案第48号から議案第51号までは、「工事請負契約締結の件」でございます。本件は、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、議案第48号は、新とりかいこども園等建設工事で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は20億3,614万4千円でございます。

契約の相手方は、佐藤工業・永商興産特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、大阪市中央区北浜1丁目1番6号、佐藤工業株式会社大阪支店常務執行役員支店長、脇田和久でございます。

議案第49号は、摂津市立千里丘小学校校舎整備工事で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は57億2千万円でございます。

契約の相手方は、株木・永商特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、大阪市北区豊崎5丁目8番17号、株木建設株式会社大阪支店常務執行役員支店長、三浦直之でございます。

議案第50号は、摂津市立味生小学校外4校屋内運動場及び子育て総合支援センター遊戯室空調設備設置工事で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は3億8,

615万5千円でございます。

契約の相手方は、大阪市淀川区西中島6丁目9番5号、主計管工株式会社代表取締役、中井主蔵でございます。

議案第51号は、三宅柳田・味舌学童保育室増設工事で、契約方法は公募型プロポーザル方式の随意契約、契約金額は3億7,466万円でございます。

契約の相手方は、大阪市中央区北浜東2番16号、株式会社内藤ハウス大阪支店執行役員支店長、古澤一也でございます。

次に、議案第52号及び議案第53号は、「動産取得に関する件」でございます。本件は、物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品でございますが、議案第52号は、中学校電子黒板で、契約方法は指名競争入札、契約金額は1,958万円でございます。

契約の相手方は、大阪市淀川区宮原3丁目4番30号、Sky株式会社代表取締役、大浦淳司でございます。

議案第53号は、高規格救急自動車で、契約方法は指名競争入札、契約金額は1,935万8,900円でございます。

契約の相手方は、摂津市東別府1丁目1番7号、日産大阪販売株式会社摂津店店長、梅林茂大でございます。

次に、議案第54号は、「損害賠償の額を定める件」でございます。本件は、道路管理瑕疵による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和6年2月4日、日曜日、午後3時50分頃、

摂津市千里丘4丁目15番地先の市道千里丘37号線において、相手方車両が側溝ます上を走行した際に蓋材の鉄蓋が跳ね上がり、当該車両の左側底部及び左側後部スライドドアを破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の者でございます。

また、損害賠償の額は48万5,075円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

最後に、議案第55号は、「損害賠償の額を定める件（追認）」でございます。本件は、公用自動車による車両接触事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定による議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに、令和6年3月27日に専決処分をしたため、議会の追認議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和6年2月24日、土曜日、午前0時36分頃、摂津市新在家1丁目19番地先、市道新在家6号線において、救急活動中の救急車両が方向転換した際に住宅敷地に駐車している相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の者でございます。

また、損害賠償の額は41万5千円で、すでに全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されております。

以上、令和6年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。何か質問があればお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 質問がないようです

ので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は6月13日から6月28日までの16日間です。

本会議初日の6月13日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議です。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切です。

14日が文教上下水道及び民生常任委員会、17日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、18日が委員会予備日、19日が駅前等再開発特別委員会です。また、17日の正午が一般質問の届出締切です。

次に、25日が議会運営委員会、27日は本会議で、一般質問。28日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決です。

また、本会議終了後の議会運営委員会は、第3回定例会の日程を仮決定いただくものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、6月13日は、日程1が会期の決

定でございます。

日程2は、議案第43号など2件の固定資産評価審査委員会委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程3は、議案第42号など4件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程4は、報告第2号など2件で、報告を受けていただきます。

日程5は報告第3号など2件で、報告、質疑を受けたのち、即決でございます。

日程6から9の議案第48号から51号の工事請負契約締結は、それぞれ提案理由の説明、質疑を受けたのち、即決でございます。

日程10は、議案第52号など2件で、提案理由の説明、質疑を受けたのち、即決でございます。

日程11は、議案第54号など2件で、提案理由の説明、質疑を受けたのち、即決でございます。

6月27日については、一般質問でございます。

6月28日は、日程1、一般質問ののち、日程2、議案第42号など委員会付託案件の4件を一括議題のうへ、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございます。各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後に議案第42号所管別分割表は、令和6年度一般会計補正予算(第2号)につきまして、総務建設、民生の各常任委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局からの説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、永年勤続表彰伝達式について、事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 永年勤続表彰伝達式につきまして、説明させていただきます。

去る5月22日付で、全国市議会議長会から表彰されました方々に対する表彰状の伝達式を、6月13日の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきましては、弘議員が15年表彰、増永議員が10年表彰を受賞されておられます。

表彰につきましては、質問者席の前にお一人ずつ出てきていただき、議長より表彰状をお渡しいただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、よろしくをお願いします。

次に、連絡事項について事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 配布資料の「議席配置図」を御覧ください。4月1日付の人事異動に伴い、本会議の理事者側の席順につきまして変更がございます。副市長が一人となったことに伴い、理事者席左側は詰める形で変更しております。最前列は右端から順番に市長席、副市長席、市長公室長席、総務部長席となります。前から二列目は右端から順番に保健福祉部長席、生活環

境部長席、生活環境部理事席、総務部理事席、会計管理者席となっております。また、機構改革に伴い、理事者席右側の前から二列目左端をこども家庭部長席に名称を変更しております。その他の席順については変更はございません。

以上です。

○村上英明委員長 ただ今、事務局から説明がありましたことについて、よろしくをお願いします。

次に、議会手続等のオンライン化についてです。

本件につきましては、事務局からの説明・質疑の後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で御意見等をお伺いさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、議会手続等のオンライン化につきまして、説明させていただきます。

事前にお配りさせていただきました「議会手続等のオンライン化について」の資料を御覧ください。

まず、オンライン化の概要について御説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法の改正により、令和6年4月1日より議会手続のオンライン化が可能になりました。

これを受けまして、各手続のオンライン化を実施する場合は、会議規則や委員会条例等の改正が必要となるものでございます。

次に、資料の下段の表を御覧ください。

ここでは、オンライン化が可能となる手続等について、項目ごとに分類して記載しております。

1につきましては、議会の手続関係で、「請願・陳情の提出」「発言通告書の提出」などがあります。

2につきましては、委員会の手続関係で、「委員会による議案の提出」などがございます。

3につきましては、政務活動費の手続関係で、「収支報告書の提出」などがございます。

4につきましては、オンラインを活用した委員会に係るもので、常任委員会や協議会等をオンラインによる方法で開催するものがございます。

次に「オンライン化が可能となる議会手続等について」の資料を御覧ください。

本資料は、先ほどの1から4までの項目に係る手続等を一覧にしたもので、1番から36番までの通し番号を振り、内容等を記載しております。

また、各手続の変更点として、オンライン化前とオンライン化後の違いを記載しております。

ここに記載しているとおり、各手続等につきましては、これまでの紙ベースのみの取り扱いだったものが、データでの取り扱いも可能となるものがございます。

なお、6ページ、36番のオンラインを活用した委員会につきましては、1番から35番までの各手続とは異なり、実施にあたって運用の取り決めや通信環境の整備等が必要となります。

このことから、今後の進め方としましては、まず1番から35番について協議いただき、その協議が終わりましたら、36番の協議を行っていただくことを事務局としては考えております。

以上、議会手続等のオンライン化についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問等がありましたら、お受けします。

増永委員。

○増永和起委員 一つは確認なのですが、オンライン化前とオンライン化後と書いてありまして、オンライン化はデータでの送付も可というような形で書いてあります。ということは、書面で今までとおり提出をするということも併せてできるということによいのか、データだけにしてしまうということはないのか、ということです。

もう一つは、政務活動費の収支報告書の提出などということで、2番に挙げてあります。いま、政務活動費は領収書などは原本を添付しての提出になっているんですけど、オンライン化ということになるとスキャンしたものを付けることになるのか、という点についてお聞きしたいと思えます。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、ただいまの二点の御質問にお答えいたします。

まず一点目のデータでの送付の件についてですが、こちらにつきましては資料にも書かせていただいているとおり、データでの送付も可能という形になりますので、引き続き紙での提出も可能で、紙とデータのどちらでも提出可能と考えております。例えば、2番の議事日程の配布のところなんですけど、こちらについては、いままでは紙で配布しないと会議規則上の規定を満たさないということになりますので、紙で配布しておりました。ただ、昨今、ペーパーレス化等が言われておりますので、もし、オンライン化を決定いただいた後、運用の面になりますけど、ペーパーレス化を促進するという観点から、紙はなくしてデータのみを送付にしようということ

を御決定いただくようなことがあれば、こちらについてはデータでの配布のみにさせていただきます可能性もあるかと考えております。

そのほかについては、基本的にはデータでも紙でもどちらでも可能という形で運用してまいりたいと考えております。

2点目の政務活動費の件でございます。こちらにつきましては、現在も収支報告書であったり、現金出納簿であったり、領収書を紙ベースで御提出いただいております。オンライン化が可能となった場合に、政務活動費の条例で定められております収支報告書や現金出納簿につきましては、オンライン、つまりデータでの提出が可能となりますけれども、領収書につきましては、摂津市議会として透明性を確保するため原本の提出で運用しておりますので、こちらについてはオンライン化後も引き続き原本での提出のみにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

そうしましたら、基本的にはデータ化したとしても、紙の部分とデータの部分の両方があるという形にするんだけど、効率化、ペーパーレスの観点から、データだけにしましょうという運用を議会で考えていくと理解をしました。

領収書に関しても政務活動費の透明性の観点から、原本での提出ということをやっていききたいということで、一遍にデータ化をやってしまうというわけではなくて、一つ一つの本来的あるべき姿はどうかを議会で確認しながら、運用していく場合はそういうふうにしていかないと考えているところです。

ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほかによろしいですか。

塚本委員。

○塚本崇委員 1点だけ確認させてください。

会議録と署名です。電子署名も可になっています。電子署名に関しては、既に庁内での処理がシステム化されているかと思いますが、それを運用するというお考えでよろしいのでしょうか。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの電子署名に関する御質問にお答えさせていただきます。

会議録署名議員の署名につきましては、皆さんのサインをいただく形で運用しております。オンライン化をするということで、条例の改正を議決いただいた後の話にはなるんですが、基本的には、いままでどおり署名の形でしばらくは運用したいと考えております。なぜかといいますと、導入する場合は、L G P K I という別の機関に電子署名の登録をしたり、登録するにあたってのICカードの購入など、いろいろと費用が発生する部分がございます。条例改正してすぐにできるというものではございません。一旦、オンライン化の条例が制定されましたら、その後に運用面の環境が整った段階で、電子署名も導入をしていきたいと考えておりますので、一旦、改正後しばらくは署名の運用でいきたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほかによろしいですか。

水谷議長。

○水谷毅議長 紙ベースとデータとが共

存するとなると、受け渡しの確認というのが心配になります。紙で渡す場合はその時点で受け取りが自動発生するんですけど、データを送った側がきちんと相手が受け取っているのか、それをどうやって送信者に提示をしていくのか、例えばメールで議会事務局宛てに送られるのか、メールフォームみたいな感じで送られるのか、これからの検討になると思います。どういう方法で送ってもらうのか、受ける方は議会事務局として、誰がどのような形で受け取りの手続をしていくのか、議会事務局内でもしっかりとルールというか流れを作っていて、漏れがないようにしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますか。

森西議員。

○森西正議員 今日は持ち帰りということになると思うんですけど、データでの送付可、配布可、提出可というところがあります。持ち帰った中で、例えばこれはデータではなくて紙ベースのもので、ということも、持ち帰った中で意見としてはありということになるんでしょうか。会派の中で、これはデータじゃないほうがいい、ということのを次の議会運営委員会で意見として出していいのか、そういう方向で進まれるということでもいいんでしょうか。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

いま森西議員から御質問があったとおり、今回については、1番から35番の手続のオンライン化について御協議いただこうと思っております。そのなかで、例えば、これは引き続き紙のみで行うといった

方法については可能でございますので、1番から35番の全てをオンライン化するかしないのかという議論ではなくて、一部これについては、紙ベースで引き続き行っていこうという形の協議も可能です。それも含めて、次回の議会運営委員会で御協議していただければと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 森西議員それでよろしいですか。

○森西正議員 はい。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 このオンライン化に関して、他市事例と言いますか、すでにタブレット等を導入しているところで、さきほど水谷議長からの質問にあったような、提出したけれども受け取ってないといったトラブルがあったのか、近隣他市であったら調査いただいて、報告をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの他市事例の御質問にお答えいたします。

北摂の状況を調べさせていただいたんですけども、現時点でこの改正を既に実施しているところはございません。他市につきましても、例えば、茨木市議会においては12月議会を目途にして、これから協議していくと聞いておりますし、吹田市議会については来年3月議会を目途にと聞いておりますので、若干、進むペースとしては、摂津市議会のほうが先行して実施している状況でございます。

ただ、先ほど水谷議長からも御意見がありました、オンラインで提出があった場合の受け取りについてですが、いま事務局で考えているのは、陳情・請願について市民からの提出があった場合、いままでは紙ベ

ースで受け取っていましたが、これについてもオンライン、例えば、電子メールで提出が可能になります。電子メールで提出があった場合、その後、請願者・陳情者にお電話をさせていただいて、受け取った旨を確認させていただこうと考えております。これについては、国からも通知が来ておりました、請願・陳情はオンラインでのやりとりになりますと、なりすましが発生する可能性があるため、それを防止するために本人確認を行ってくださいといった通知が来ております。それに従いまして、議会事務局として考えている取扱いですけれども、メールで提出がありましたら、お電話をして御本人様確認をしてから、受付をしていこうと考えておるところでございます。それ以外では、基本的には議員の皆さまから事務局に御提出いただく書類がほとんどだと思います。そこについてはメールで提出があった場合は、返信をするとか電話をするとかいろいろと方法があると思いますので、今後、協議して取扱いを決めていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷議員、よろしいでしょうか。

○西谷知美委員 よくわかりました。

○村上英明委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、先ほどお伝えしましとおりの、本件につきましては、各会派にお持ち帰りいただき、次回の本委員会で御意見等をお伺いさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時41分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ

り署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸